# 第8章

# カナダ

# 数量制限

#### 丸太の輸出規制

#### <措置の概要>

ブリティッシュ・コロンビア (BC) 州では、国内 産業の保護等を目的に針葉樹丸太の輸出を規制し、 一部を禁止している。州内森林から産出される木 材は、州有林については同州の法律により、私有 林については連邦法により、州内での利用又は加 工が義務づけられている。丸太の輸出は、州内で 活用されない余剰材と認められた場合に限り行わ れる。州有林については、木材輸出諮問委員会 (TEAC)の審査を経て、副総督又は州森林・土地・ 天然資源大臣が余剰材かどうかを決定している。 また、私有林については、連邦木材輸出諮問委員 会(FTEAC)の審査を経て、国際貿易大臣が余剰材か どうかを決定している。なお、州有林から産出さ れる木材のうち、ベイヒバ、ベイスギのすべて及 びベイマツ、ベイツガ、ベイトウヒの高品質の丸 太については輸出が禁止されている(先住民居留地 等一部の地域を除く)。また、州南部沿岸部の丸太 輸出には樹種や等級に応じて国内価格の5~15%ま たは1ドル/m³(州内陸部や北部沿岸部は1ドル/m³) の「州内加工代替税」(輸出税に相当)が課せられ る。2013年からは、さらに当該税率(5~15%)に輸 出価格と国内価格の価格差をもとに算出した係数 (2018年第1四半期は1.1)を乗じた額が賦課されて いる。

#### <国際ルール上の問題点>

国内産業の保護のために輸出の禁止又は制限を

行っていることから、GATT 第 11 条第 1 項に違反している可能性が極めて高い。当措置は地方政府の措置であるが、カナダ政府は GATT 第 24 条 12 項に基づいて、協定の遵守を確保するための妥当な措置を検討すべきである。

なお、当該措置については、我が国はカナダ政府に対し、マルチ、バイなどの場を通じて、是正を働きかけているところ。

#### <最近の動き>

TPP 協定において、日加両政府は林産物貿易に関する公文(サイドレター)を交換した。この中で、カナダ政府は、カナダ関係法令に定める手続きに従った対日丸太輸出申請を受けた場合には許可証を発給することが規定されている(TPP協定の日本及びカナダについての効力発生の日(2018年12月30日)に発効)。

# 関 税

# 高関税品目

\*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

#### <措置の概要>

現行のカナダの非農産品の単純平均譲許税率は 5.2%であり、日・米・EU といった主要先進国の水 準より若干高い水準にある。譲許税率が高い品目 としては、靴 (最高 20%)、衣類 (最高 18%)、パラシュート(最高 15.7%)、鉄道関連製品(最高 11%)、 刃物製品(最高 11%)、ガラス製品(最高 6.5%)、 非譲許品目としては、造船及びタンカー(最高実行 税率 25%)などがある。非農産品の譲許率は、 99.7%となっている。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2019年7月には約90%の関税が撤廃される予定。また、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる(詳細は、第II部第5章2.(2)ITA(情報技術協定)拡大交渉を参照)。カナダについては、2016年7月から関税撤廃を開始した。例えば、カナダが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、ポリッシングパッド(12%)、スタティックコンバーター(11.3%)、スタティックコンバーター(11.3%)、スタティックコンバーター(11.3%)、スタティックコンバーターの部分品(9.7%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2019年に完全に撤廃されることになる。

# セーフガード

# 鉄鋼セーフガード

#### <措置の概要>

カナダ財務省は 2018 年 10 月 11 日に鉄鋼製品の輸入に対するセーフガード調査を開始し、同年10月25 日、鉄鋼製品7品目(厚板、鉄筋棒鋼、エネルギー鋼管、熱延鋼板、カラー鋼板、ステンレス鋼線、線材)に対し、各品目が過去3年(2015-2017)の平均輸入実績を上回った場合に、25%の追加関税を賦課する暫定措置を発動。

#### <国際ルール上の問題点>

カナダのセーフガード調査は、措置の背景として 世界的な鉄鋼の過剰供給および他国の輸入制限措置、米国の232条措置に言及しており、「事情の予 見されなかった発展」(関税譲許交渉時に予想でき なかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変 化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をも たらすもの、と一般に解釈される)が SG の発動要 件とされていること(GATT 第19条1(a))との整合 性に懸念がある。

#### <最近の動き>

2019年1月、カナダ政府は公開ヒアリングを行った。同年4月3日、カナダは調査結果を公表予定。 我が国はカナダ政府に対して上記国際ルール上の問題点について二国間で懸念を表明。今後、対象産品のアジア等への流入や、カナダへの駆け込み輸入による関税割当早期消化のリスクを注視し、カナダ政府に対して必要に応じた働きかけを行う。